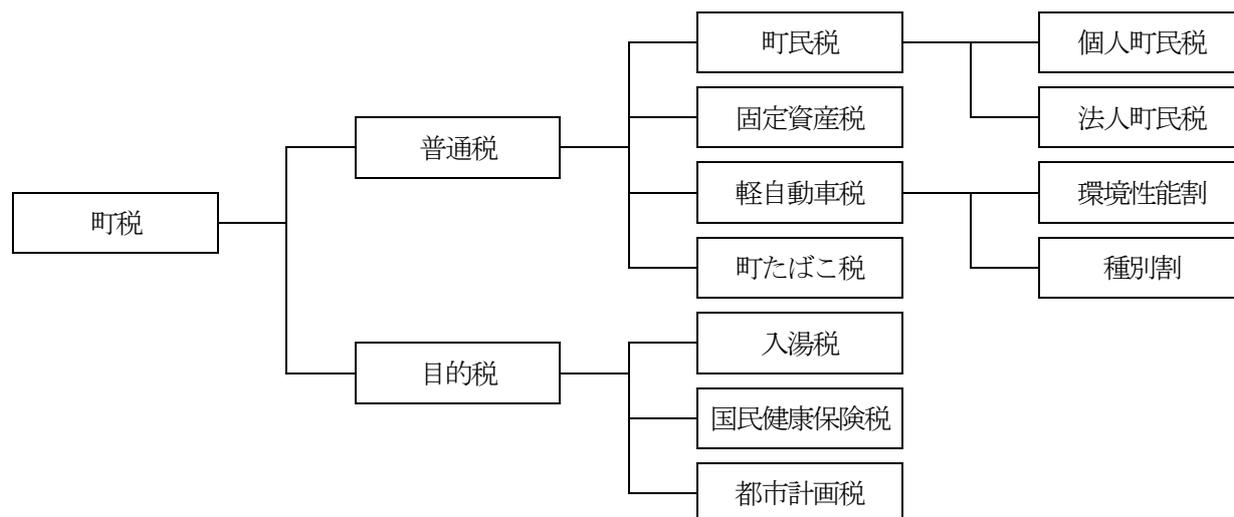


税金

税金は、豊かな暮らしを維持するために必要な制度です。
あなたの安全で快適な生活を支える大切な財源です。

町税について 問合せ：税務課（個人町民税（内線 181～183）
法人町民税（内線 187）固定資産税・都市計画税（内線 185・186）
軽自動車税（内線 184）

町税の体系



町民税

●個人町民税

毎年1月1日現在、町内に住所がある方に負担していただくもので、一定の金額で課税される均等割と所得に応じて課税される所得割があります。

◆町民税が課税されない方

①均等割も所得割もかからない方

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親の方で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に換算すると204万4千円未満）であった方

②均等割がかからない方

前年中の合計所得金額が、28万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（控除対象配偶者または扶養親族がある場合には、その金額にさらに16万8千円を加算した金額）以下の方

③所得割がかからない方

前年中の総所得金額等が、35万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（控除対象配偶者または扶養親族がある場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額）以下の方

◆納税の方法

個人の町民税の納税の方法には、普通徴収と特別徴収（給与所得者）と特別徴収（年金所得者）の3つがあり、そのいずれかによって納税することになります。

①普通徴収の方法（事業所得者など）

納税通知書によって町から納税者に通知され、通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納税していただきます。

②特別徴収（給与所得者）の方法

特別徴収税額通知書により、町から給与の支払者を通じて通知され、給与の支払者が6月から翌年5月までの毎月の給与の支払いの際にその人の給与から税金を天引きして、これを翌月の10日までに町に納入するものです。これを給与所得にかかる特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者とよんでいます。

③特別徴収(年金所得者)の方法

納税通知書によって町から納税者に通知され、年金保険者が4月から翌年2月までの年金の支払いの際に年金から天引きして、これを翌月の10日までに町に納入するものです。これを年金所得にかかる特別徴収といい、年金保険者を特別徴収義務者とよんでいます。

●法人町民税

町内に事務所、事業所または寮などを持っている法人にかかる税金です。個人の町民税と同じように均等割と法人税割(法人税額に応じて負担)があります。

固定資産税

●土地、家屋、償却資産に課税される税金

毎年1月1日現在で、町内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。税額は、課税標準額に税率1.4%をかけて算出します。

なお、一定の住宅用地および新築住宅には、軽減措置があります。また、建替えや老朽化などで家屋を取り壊したり、家屋の増改築や用途変更をした場合は、税務課まで連絡をお願いします。

●課税されない場合

固定資産税の課税標準額が、次の額に満たない場合は、課税されません。

- ・土地/30万円
- ・家屋/20万円
- ・償却資産/150万円

都市計画税

●市街化区域内の土地、家屋に課税される税金

都市計画事業や土地区画整理事業に必要な経費に充てるための目的税です。

毎年1月1日現在で、町内に市街化区域内の土地、家屋を所有している方に課税され、固定資産税と合せて納付してもらいます。税額は、課税標準額に税率0.3%をかけて算出します。

固定資産税と同様に一定の住宅用地には軽減措置がありますが、新築住宅には軽減措置が無いなどの違いがあります。

●課税されない場合

固定資産税の課税標準額が、次の額に満たない場合は、都市計画税も課税されません。

- ・土地/30万円
- ・家屋/20万円

軽自動車税

1. 原動機付自転車および二輪車などの軽自動車税(種別割)の税率(年額)

車種(総排気量または定格出力)		税率	標識の色	登録・廃車手続きに関する取扱窓口
原動機付自転車	特定小型(注1)(0.6kw以下)	2,000円	白色(小型)	蟹江町役場 税務課
	新基準(125cc以下かつ最高出力4.0kw以下)	2,000円	白色	
	第一種(50cc以下または0.6kw以下) ※ミニカーをのぞく			
	第二種乙(50cc超90cc以下または0.6kw超0.8kw以下)	2,000円	黄色	

	第二種甲 (90cc 超 125cc 以下または 0.8kw 超 1.0kw 以下)	2,400 円	桃色	
	ミニカー (注2) (20cc 超 50cc 以下または 0.25kw 超 0.6kw 以下)	3,700 円	水色	
軽自動車二輪車 (125cc 超 250cc 以下または 1.0kw 超)		3,600 円	—	愛知運輸支局 ☎050(5540)2046
二輪小型自動車 (250cc 超)		6,000 円	—	
小型特殊自動車 (注3)	農耕作業用	2,400 円	緑色	蟹江町役場 税務課
	そのほかのもの	5,900 円		
ポータトレイラー		3,600 円	—	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 (コールセンター) ☎ 050(3816)1770

(注1) 長さ 1.9m 以下かつ幅 0.6m 以下及び最高速度 20km/h 以下のものが特定小型原動機付自転車に該当します。

(注2) 車室を有し、または側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5m を超える三輪以上のものがミニカーに該当します。

(注3) フォークリフトなどの小型特殊自動車で、公道を走らない車両についても軽自動車税(種別割)が課税されますので、軽自動車税(種別割)の申告を行い、標識の交付を受ける必要があります。

2. 四輪以上および三輪の軽自動車の軽自動車税(種別割)の税率(年額)

自動車検査証(車検証)に記載の 初度検査年月および【備考】の排出 ガスおよび燃費性能に関する事項 により、税率を判定します。		最初の新規検査を受けた日(初度検査年月)						
		旧税率	新税率			重課税率		
			標準税率	軽課税率(グリーン化特例)				
税率区分	車種(総排気量)	概ね 75%軽減		概ね 50%軽減	概ね 25%軽減			
						三輪(660cc以下)	3,100 円	3,900 円
軽自動車	四輪 (660cc以下)	乗用営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
		乗用自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円			12,900 円
		貨物営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円			4,500 円
		貨物自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円			6,000 円
登録・廃車手続きに関する取扱窓口		軽自動車検査協会 愛知主管事務所(コールセンター) ☎050(3816)1770						

(1) 平成25年4月1日以降平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、旧税率が適用されます。

(2) 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両は、新税率が適用されます。

(3) 最初の新規検査から13年を超える車両は、グリーン化を進める観点から重課税率が適用されます。令和8年度は、平成25年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両が対象となります。ただし、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車および被けん引車は除きます。

《軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について(令和8年度分)》

令和8年度に限り、令和7年4月1日以降令和8年3月31日以前に最初の新規検査を受け、一定の環境性能を有する場合は、下表の燃費性能に応じたグリーン化特例により税額が軽減されます。

各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

対象車（軽自動車）		内容	
3輪以上の軽自動車	電気自動車 燃料電池自動車	概ね75%軽減	
	天然ガス自動車		平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス規制適合
3輪以上の営業用乗用車	ガソリン車	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準+90%達成車	概ね50%軽減
	ハイブリッド車	令和2年度燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準+70%達成車	概ね25%軽減

※ガソリン車、ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス規制75%低減達成車（★★★★）または平成30年排出ガス規制50%低減達成車に限ります。

●課税される方

毎年4月1日現在に、1または2の表中の車両を所有している方

※軽自動車などについて、廃車、もしくは所有者（使用者）や定置場（保管場所）の変更の際には、1または2の表中の『取扱窓口』にて手続きが必要です。

※現在手元に車両がない場合や、車検が切れて使用しない場合でも、廃車手続きをしないと、いつまでも税金がかかります。1または2の表中の『取扱窓口』で廃車手続きを必ず行ってください。

**税金に関するおもな証明 問合せ：税務課（個人町民税（内線181～183）
法人町民税（内線187） 固定資産税・都市計画税（内線185・186）
軽自動車税（内線184）**

●お持ちいただくもの

本人の場合／身分証明書

代理人の場合／本人の委任状と代理人の身分証明書

名称	おもな証明内容	おもな使用目的	区分	手数料
固定資産評価証明	土地・家屋の評価額	資金の借入、保証人、相続税、贈与税の申告	1枚	200円
固定資産公課証明	土地・家屋の評価額・税相当額	不動産の売買	1枚	200円
資産証明	土地・家屋の所在地番	建築確認の申請、車庫証明の申請	1枚	200円
所得証明	収入金額、総所得金額	資金の借入、保証人	1枚	200円
課税証明	町民税の額、各控除の金額	私立幼稚園・高校・大学の授業料軽減および免除などの申請、保育所の入所手続、医療給付の申請	1枚	200円
営業証明	事業所の名称、所在地、営業種目	車の登録、入札、指名願	1枚	200円
納税証明 （税ごと、年ごと）	納税額、完納であることの証明	資金の借入、保証人	1件	200円
納税証明 （軽自動車車検用）	完納であることの証明	軽自動車の継続検査申請	1件	無料
完納証明	完納であることの証明	入札参加資格申請、補助金申請	1件	200円
住宅用家屋証明		登録免許税軽減申請	1枚	1,300円
台帳などの閲覧		土地・家屋の記載事項の確認	1枚	200円

土地整理図の閲覧		土地の形状などの確認	1枚	200円
----------	--	------------	----	------

**税金の納付について 問合せ：税務課（個人町民税（内線 181～183）
法人町民税（内線 187） 固定資産税・都市計画税（内線 185・186）
軽自動車税（内線 184）**

●町税の納付

町税の納付は、次の納付場所・納付方法がご利用いただけます。

◆蟹江町役場

◆蟹江町内に所在する金融機関の本支店

◆QRコード対応金融機関、QRコード対応スマホアプリ、クレジットカード決済については地方税お支払サイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）をご確認ください。

※「QRコード」とは「地方税統一QRコード」のことをさします。

※クレジットカード決済の手数料は、利用者負担となります。

◆コンビニ（バーコード決済）

・納付書裏面に記載されたコンビニの各店舗

※合計金額が30万円を超える納付書は使用できません。

●口座振替について

◆口座振替制度

銀行などの預金口座から町税などを納める制度で、金融機関まで出かける手間が省け、そのうえ、納期を忘れることなく納税できる大変便利な方法です。

通帳および通帳の届出印を持参し、税務課または町内の金融機関の窓口へお申し込みください。なお、ゆうちょ銀行（郵便局）は直接ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口へお申し込みください。

◆取扱金融機関

- ・三菱UFJ銀行、三十三銀行、あいち銀行、百五銀行、名古屋銀行、大垣共立銀行、十六銀行
- ・いちい信用金庫、桑名三重信用金庫
- ・あいち海部農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行、郵便局

●町税納期一覧表

月 \ 税目	町民税	固定資産税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税
4月		1期分		1期分
5月			全期分	2期分
6月	1期分			3期分
7月		2期分		4期分
8月	2期分			5期分
9月				6期分
10月	3期分			7期分
11月				8期分
12月		3期分		9期分
1月	4期分			10期分
2月		4期分		11期分
3月				12期分

地方税お支払サイト



QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です